

十一月九日

五年

第三百三十七號

今般改曆ノ儀別紙 詔書ノ通被 仰出候條此旨相達
候事

詔書

朕惟フニ我邦通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立
太陽ノ躔度ニ合ス故ニ二三年間必ス閏月ヲ置カサル
ヲ得ス置閏ノ前後時ニ季候ノ早晚ヨリ終ニ推歩ノ差
ラ生スルニ至ル殊ニ中下段ニ掲ル所ノ如キハ率子妄
談無稽ニ屬シ人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセス蓋シ
太陽曆ハ太陽ノ躔度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異ア
リト雖モ季候早晚ノ寔ナク四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ
七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キズ之ヲ太陰

暦ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固ヨリ論ヲ
俟タサルナリ依テ自今舊暦ヲ廢シ太陽暦ヲ用ヒ天下
永世之ヲ遵行セシメン百官有司其レ斯旨ヲ體セス

○

丁今般太陰暦ヲ廢シ太陽暦御頒行相成候ニ付來八十
二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事布

但新暦鏤板出來次第頒布候事

一一ヶ年三百六十五日十二ヶ月ニ分ナ四年毎ニ一日

ノ閏ノ置候事

一時刻ノ儀是迄晝夜長短ニ隨ニ十二時ニ相分ケ候处
今後改テ時辰儀時刻晝夜平分二十四時ニ定メ子刻ヨ
リ午刻迄ヲ十二時ニ分ナ午前幾時ト稱シ午刻ヨリ子
刻迄ヲ十二時ニ分ナ午後幾時ト稱候事

一時鐘ノ儀來ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事
但是迄時辰儀時刻ノ何字ト唱來候處以後何時ト可
稱事

一諸祭典等舊暦月日ノ新暦月日ニ相當シ施行可致
事

太陽暦		一年三百六十五日	閏年三百六十六日	<small>四年毎二置之</small>
一月大	三十日	即舊曆壬申	十二月三日	
二月小	二十八日 <small>閏年二十九日</small>	癸酉	正月四日	
三月大	三十日		二月三日	
四月小	三十日		三月五日	
五月大	三十日		四月七日	
六月小	三十日		五月九日	
七月大	三十日		六月十一日	
八月小	三十日		七月十三日	
九月大	三十日		八月十五日	
十月小	三十日		九月十七日	
十一月大	三十日		十月二十日	
十二月小	三十日			
大小	每年易ルトナシ			

時刻表

詞鏡譜

午前		零時半刻	子刻	一時	子半刻	二時	丑刻	三時	丑半刻
		四時	寅刻	五時	寅半刻	六時	卯刻	七時	卯半刻
午後	九時	八時	辰刻	九時	辰半刻	十時	巳刻	十一時	巳半刻
		申半刻	未刻	酉刻	酉半刻	戌刻	亥刻	未半刻	子刻
午後	十時	亥刻	戌刻	酉刻	酉半刻	戌刻	亥刻	未半刻	子刻
		戌刻	未刻	酉刻	酉半刻	戌刻	亥刻	未半刻	子刻

右ノ通被定候事

諸省へ廻達正院

別紙改曆ノ儀ニ付テハ不日評議モ被為在候得共為
御心得御廻申入候條御廻覽可有之候也十一月三日
局課

權大外史塚本明毅建議

謹テ按スルニ方今國家百度維新勉テ旧習ヲ革メ國
民フシテ文明ノ域ニ進マシメントス曆法ノ如キ最
モ改正セスンハアルヘカラス夫本邦通行ノ曆タル
太陰ノ朔望ヲ以テ月ノ立テ是ノ太陽ノ距度ニ合ス
ル故二三年間カナラス閏月ヲ置カサルヲ得ス置閏
ノ前後時季候ノ早晚アリ終推歩ノ差ノ生スルニイ

タル且時刻ノ如キ一日ヲ百刻トナシ晝夜長短ニ從
テ其時ヲ定ム之ヲ百般事業ニ施ス極メテ不便ヲ覺
フ殊ニ二十四候日月食ヲ除ノ外中下段ニ掲ルトコ
ロハ率子安誕不簪ニ屬レ民知ノ開達ヲ妨ルセノ少
シトセス蓋し太陽曆ハ太陽ノ距度ニ依テ月ヲ立ル
ソ以テ日子多少ノ異アリト雖ニ季候早晚ノ變ナレ
四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差
ヲ生スルニ過キス之ヲ太陰曆ニ比スレハ其便不便
固ヨリ論フ俟ス抑各國交際ヲ結ヒショリ以来彼ノ
制度文物ノ資テ我治ニ補アル者ハ之ヲ採用セサル
ナシ太陽曆ノ如キ各國普通之ヲ用ヒテ我獨リ太陰
曆ヲ用エ豈ニ不便ニアラスヤ此レ速ニ曆法ヲ改メ
テ可ナリ然リト雖氏今遽ニ之ヲ改ムル時ハ三月猶

隆寒月首或ハ滿月ヲ見一時民間ノ擾々ヲ免レス又
耕耘ノ期ヲ悞ル恐ナキニアラス故ニ姑ク太陽曆ノ
下ニ於テ太陰曆ヲ比較シ妄說ヲ刪リ祭典ノ諸日ヲ
掲ケ之ヲ行フコト三兩年其慣習ノ後ヲ待テ太陰曆
ヲ刪去テハ下民モ必ス其便ヲ覺ヘシ時刻セ亦晝夜
中分ノ時ヲ用ヒ太陽曆ヲ頒行スルノ日天下ニ令シ
得ル而已ナラス國民ノ開化ヲ助クヘシ此宜シク廣
議ヲ盡シ其可否ヲ審定シテ上裁ヲ乞フヘキナリ

日本明治六年 神武紀元二千五百三十三年 歲次癸酉太陽曆東京時刻

一月大三十日

太陰曆

天智天皇	一日水	一日赤緯南二三度。半差一六分一八秒	壬申十二月大	三日三つのものうち
清和天皇	二日木	一日赤緯南二三度。半差一六分一八秒		四日きのえくら
崇神天皇	三日金	一日赤緯南二三度。半差一六分一八秒		五日きのえくら
安寧天皇	四日土	一日赤緯南二三度。半差一六分一八秒		六日ひのえくら
光明天皇	五日日	一日赤緯南二三度。半差一六分一八秒		七日ひのえくら
武烈天皇	六日月	上弦午前六時四十六分		八日つちのえもま
	七日火			九日つちのえもま
	八日水			十日うのえさる
	九日木			十一日うのとのとり
	十日金	一日赤緯南二一度五七分五三秒。半差一六分一八秒		十二日うのえいぬ
	十一日土			十三日うのとのい
	十二日日			十四日きのえね
	十三日月			十五日きのえくら
小寒午後二時二十六分	日出午前七時十分	日入午後四時五十分	十二月せつ	

安閑天皇	十四日火	滿月午前一時四十二分	十六日	ひのえくら
東山院天皇	十五日水	月最高午前十一時	十七日	ひのえくら
持統天皇	十六日木	土用午前九時九分	十八日	うのえさる
	十七日金		十九日	うのえさる
	二十日月		二十日	うのえさる
	廿一日火		廿二日	うのえさる
	廿二日水		廿三日	うのえさる
光仁天皇	廿三日木		廿四日	うのえさる
孝明天皇祭	廿四日金		廿五日	うのえさる
後花園院天皇	廿六日土		廿七日	うのえさる
大秋	廿八日火	新月午前二時四十六分月最卑午前十一時	廿九日	うのえさる
	廿九日水	日出午前七時五十四分	三十日	うのえさる
	三十日木	日入午後四時五十九分	廿三日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる
			三十日	うのえさる
大寒午前七時五十四分	日出午前七時一分	十二月中	廿三日	うのえさる
			廿四日	うのえさる
			廿五日	うのえさる
			廿六日	うのえさる
			廿七日	うのえさる
			廿八日	うのえさる
			廿九日	うのえさる

二月 金

三日 まつのみひ

二月 平二十八日

正觀町院天皇

立春

四日 さくのえさく

一日 土

上弦午後七時二十五分 日赤緯南一七度〇五分五六秒

節分

五日 まのとのより

二日 日

一時差四二秒七減視半至一六秒

六日 ひのひのい

三日 月

一時差四四秒九減視半至一六分一五秒

七日 ひのひのい

四日 火

立春午前二時九分

正月せつ

八日 つちのえね

孝安院天皇	五日 水
四條院天皇	六日 木
崇光院天皇	七日 金
光明院天皇	八日 土
高倉院天皇	九日 日
仁德天皇	十日 月
清寧天皇	十一日 火
	十二日 水
	十三日 本

孝安院天皇	五日 水
四條院天皇	六日 木
崇光院天皇	七日 金
光明院天皇	八日 土
高倉院天皇	九日 日
仁德天皇	十日 月
清寧天皇	十一日 火
	十二日 水
	十三日 本

孝安院天皇	五日 水
四條院天皇	六日 木
崇光院天皇	七日 金
光明院天皇	八日 土
高倉院天皇	九日 日
仁德天皇	十日 月
清寧天皇	十一日 火
	十二日 水
	十三日 本

孝安院天皇	五日 水
四條院天皇	六日 木
崇光院天皇	七日 金
光明院天皇	八日 土
高倉院天皇	九日 日
仁德天皇	十日 月
清寧天皇	十一日 火
	十二日 水
	十三日 本

孝安院天皇	五日 水
四條院天皇	六日 木
崇光院天皇	七日 金
光明院天皇	八日 土
高倉院天皇	九日 日
仁德天皇	十日 月
清寧天皇	十一日 火
	十二日 水
	十三日 本

孝安院天皇	五日 水
四條院天皇	六日 木
崇光院天皇	七日 金
光明院天皇	八日 土
高倉院天皇	九日 日
仁德天皇	十日 月
清寧天皇	十一日 火
	十二日 水
	十三日 本

孝安院天皇	五日 水
四條院天皇	六日 木
崇光院天皇	七日 金
光明院天皇	八日 土
高倉院天皇	九日 日
仁德天皇	十日 月
清寧天皇	十一日 火
	十二日 水
	十三日 本

陸海軍兩省へ達各通

改曆ノ儀ニ付過日書面差廻置候處石ニ甘異存有之
向ハ明後七日第十二字迄可被申出本日不參ニ付此
段申入候也 十一月五日

陸軍省上申

曆法ノ儀ニ付市川陸軍兵學中教授ヨリ別紙ノ通致
建議候處當節右曆法御改正御取調中ニモ有之候間
御参考ノ為差出申候此段申進候也 十一月五日 議書不相見趣 陸軍

答フ

同省再申

過日御廻相成候曆法改正ノ儀ニ付異存有之候ハ、
可申出旨致承知候然ル處當省一昨五日市川中教授
建議差出置申候宜テ御参考相成候儀ト存候尤曆法

ノ儀ハ何レノ御取極相成候共異存無之候此段申進
候也 十一月七日

海軍省上申

改曆ノ儀ニ付過日御迎達承知仕候異存無之候間御
施行有之度此段申出仕候也 十一月七日

外務省へ打合史官

今般改曆御決議相成明日御發表ノ都合ニ有之候ニ
付テハ各國公使等へ御達シ次第并手續等如何様ノ
次第ニ相成候テ可然哉御取調ノ上早々御申出相成
度此段及御打合候也 十一月八日

同省回答

今般改曆御決議相成明日御發表ノ御都合ニ付テハ
各國公使等へ達ノ次第并手續等取調可申出旨御打

合ノ條致承知候右布達ノ儀ハ御發表ノ上外務卿ヨ
リ書翰ノ以各國公使へ申達谷開港場在留領事へハ
其地方官ヨリ通達為致可然ト存候此段及御報候也
十一月八日

大藏省同

自今舊曆ヲ廢シ太陽曆御用相成候旨 勅書ノ趣奉
敬承候然ル處石曆ハ即日ヨリ欣又ハ一月一日ヨリ
御發行ノ事ニ候哉於當省八月費月給等渡方夫是取
調ノ手順モ有之候間前文御施行ノ期限御明示相成
候様致度此段相伺候也 十一月九日 ○ 御
下知不相分